

団・隊・班キャンプ実施に関するガイドライン

(実施条件、実施責任者の資格、各種届出等について)

茨城県連盟コミッショナー

1. ボーイスカウトと野外活動

①ボーイスカウトの活動フィールドは、

ビーバースカウト・・・「戸外(家のまわり)」

カブスカウト・・・「屋外(住宅地、集落など人工的なものの周囲)」

ボーイ以上・・・「野外(自然が残っている地域)」

です。これは、それぞれの部門のスカウトが周囲の環境から受ける影響とスカウトの成長からみた対応力を考慮して設定されたものです。

②「野外」というフィールドでは、それを受容するには、「体力」「知力」「精神力」「技術力」「協働力」が、ある一定レベル育っていることが求められます。そのレベルがあって初めて、スカウト運動が求めている「自分自身への成長の関わり」に取り組むことができるのです。

したがって、ビーバー「戸外」、カブの「屋外」、ボーイ以上の「野外」の活動フィールドとスカウトが受ける影響と効果を考慮し、カブ、ボーイ、ベンチャーが行うキャンプの意味と意義について考える必要があります。

2. どうしてボーイスカウトはキャンプを行うのか、それはどんな意図をもって、どんな効果を狙って、どのように行なわれるのか。

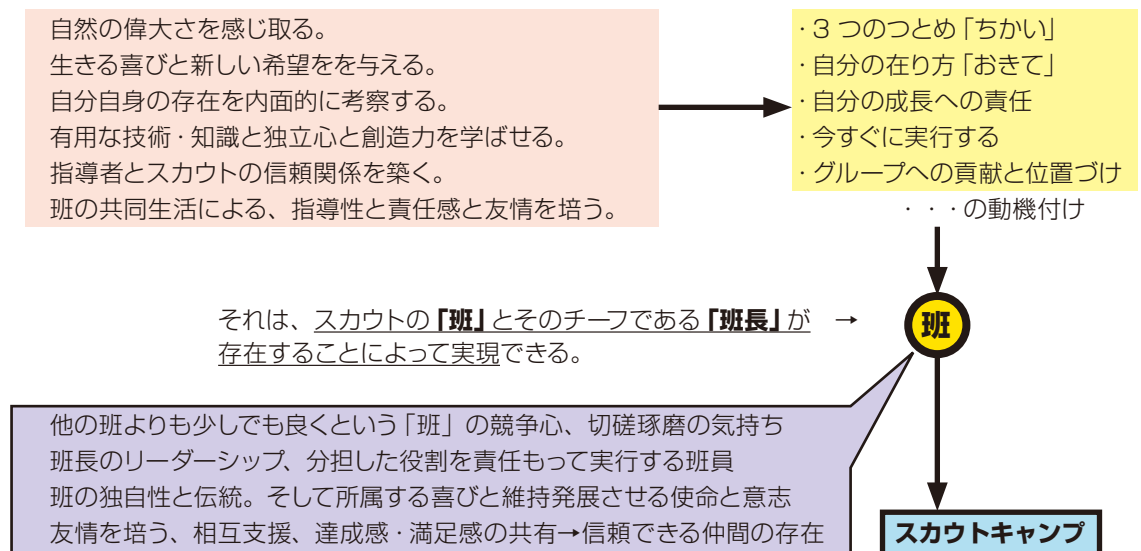
①スカウトキャンプと一般のキャンプとの違いは・・・

一般のキャンプは、キャンプすること(野外でテントを張って泊まり、楽しむこと)そのものが目的。スカウトのキャンプとそこが大きな違いである。

→ スカウティングにおけるキャンプとは、目的ではない。

→ それは 2. の意図をもって行う教育の 1 つの方法である。

②スカウトキャンプの意図するもの(意義)とそれを実現させる方法とは・・・



・・・これら「真のスカウティング」をスカウトたちに行わせる絶好の機会！！

③スカウトキャンプを行うに当たっての大前提

上記のように、スカウトキャンプがもたらす「教育的効果」はたいへん大きいものです。つまりは、キャンプを運営・指導する指導者自身が、このことを十分にそれを理解し、それをキャンプの生活指導やプログラムに活かせることが、スカウトキャンプを実施する上での大前提となるのです。

そこで、茨城県連盟では、県内のスカウトが等しくこのキャンプにおける成長への効果を受容することができるように、各隊の指導者に対して、県定形訓練として「野営法講習会」「野営法研究会 Step1」「野営

法研究会 Step2」を実施し、段階を追って、必要な知識や技能の修得とキャンプの実体験する機会を提供しています。ここでは、キャンプの技能だけではなく、スカウトキャンプの意義に始まって、その企画・計画・準備、用具の選び方・扱い方・メンテナンス、設営技能、安全、工作、炊事、衛生管理、撤営技能、報告・記録など、スカウトキャンプの基本一通りを修得できるプログラムを提供しています。

そのため、この講習会、研究会を修了した指導者は、基本的な野営運営の能力を持っていると見なすこととしています。（もちろん個人差はあるでしょうが、それはWB研修所でも同様です。）

したがって、これらの県定形訓練を修了した際に次の資格を認定しています。

認定資格		キャンプスタッフ	キャンプチーフ	キャンプマネージャー
野営法講習会	カブ	○		
	ボーイ	○		
	ベンチャー	○		
野営法研究会 Step1	カブ	○	○	○
	ボーイ	○	○	
	ベンチャー	○	○	
野営法研究会 Step2	カブ	○	○	○
	ボーイ	○	○	○
	ベンチャー	○	○	○

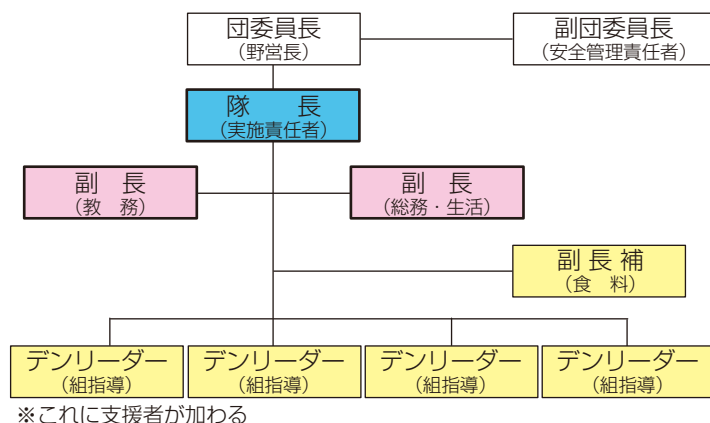
- 「キャンプマネージャー」とは、スカウトキャンプの管理運営者としての責務を持つ者。
すなわち、通常は「隊長」がその任に就く。
- 「キャンプチーフ」はキャンプマネージャーの下で、分担された任務のチーフとしてキャンプを運営する者。すなわち、通常は「副長」「副長補」等。
- 「キャンプスタッフ」はキャンプチーフの下でキャンプの運営を支援する者。
すなわち、通常は「デンリーダー」「隊付」「上班」「団委員等の支援者」等。

3. スカウト・キャンプを行うにあたってのルール

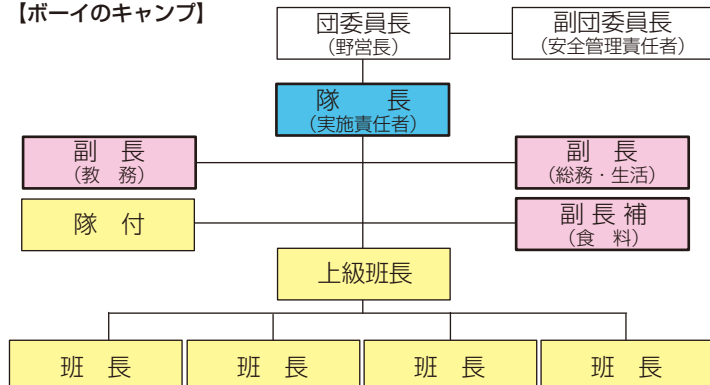
① キャンプを行うにあたっての具体例運営組織

実際には、次のような組織を作ってキャンプの運営を行います。下図では、団委員長が「野営長」となっていますが、これは職務上のものです。実際の「実施責任者」は隊長となります。

【カブのキャンプ】



【ボーイのキャンプ】



【キャンプ任務の一例】

キャンプ任務	通常任務	概要
野営長	団委員長	キャンプの統括、代表者
副野営長	副団委員長	安全管理、全般的な生活、規律の維持、精神衛生、相談相手、問題解決
隊長	隊長	キャンプ全般の企画、推進プログラムの進行指導
教務	副長	プログラム、教材準備
総務	副長	渉外事務、会計、庶務
生活	副長	日程進行、生活指導、健康管理
食料	副長補	キャンプ献立、食料調達、調理全般、炊事場管理
食事	DL	担当組の世話指導全般
隊付	隊付	隊運営の補佐
上級班長	上級班長	班長のとりまとめ役、全部の班の代表者
班長	班長	班の運営、班の代表者
支援者	団委員、保護者等	輸送、設営、調達、食糧管理、炊事、食事、健康管理等への協力・支援

※左図の地色は、上段のキャンプ役務の認定資格と対応している。

②キャンプを行うにあたっての団内の手続と支援依頼

実施が決まったら、まず団会議で実施の可否を協議します。支援が必要であれば、そこで他の隊や団委員会に依頼すると共に、当該隊の保護者への依頼についても、団委員長に許可を得ます。

団委員長は、団委員会にキャンプ実施について報告し、団としての実施体制と支援態勢を整えます。一方、隊長は、保護者会を開き、保護者にキャンプの概要を通知すると同時に、支援を依頼します。

隊長・副長は、団内他隊、団委員会、保護者会からの支援状況を取りまとめて、役割分担表を作成し、最終的な「キャンプ実施計画書」を完成させます。

③キャンプの許可申請と許可、地区コミへの届け出

「キャンプ実施計画書」が完成をしたら、下表の許可者に「キャンプ実施計画書」を提出し、実施の許可を得ます。同時に、遅くとも1週間前までには、必ず地区コミッショナーに届け出をします。地区コミッショナーは、地区内各団のキャンプの実施状況を把握し、何らかの事故等が発生した場合にすぐに対応できる準備をします。また、提出された「キャンプ実施計画書」を確認し、不備な点、改善を要する点等を指導・助言します。ただし、スカウトの安全が確保できないと判断した場合は、中止勧告をすることがあります。

区 分	実施責任者	申請者	許可者	キャンプ実施計画書の届出先
ビーバーの舎営	ビーバー隊長	ビーバー隊長	団委員長	地区コミッショナー *
カブホリディ（舎営）	カブ隊長	カブ隊長	団委員長	地区コミッショナー *
カブのキャンプ	カブ隊長	カブ隊長	団委員長	地区コミッショナー *
ボーイの班キャンプ	班長 **	班長	隊長	団委員長、地区コミッショナー *
ボーイの隊キャンプ	ボーイ隊長	ボーイ隊長	団委員長	地区コミッショナー *
ベンチャーのソロキャンプ	実施者 **	議長	隊長	団委員長、地区コミッショナー *
ベンチャーの班キャンプ	班長 **	（上級）班長	隊長	団委員長、地区コミッショナー *
ベンチャーの移動キャンプ	実施者代表	議長	隊長	団委員長、地区コミッショナー *
ベンチャーの隊キャンプ	議長 **・隊長	隊長	団委員長	地区コミッショナー *
ローバーの遠征	実施者	実施者	隊長	団委員長、地区コミッショナー *

※「地区コミッショナー *」は、担当部門の副地区コミッショナーに業務委任されている場合もある。「**」最終的な実施責任者は、隊長である。

このように、全てのキャンプの実施については、団においては団会議、団委員会の議を経て「団委員長」が、地区においては「地区コミッショナー」が把握することとなっています。そのため、表の右列「届出先」に必ず届け出をしてください。もし、今まで、これらの手続きを行っていない場合は、次回のキャンプから早速行ってください。また、県外でキャンプを行う場合は、県連事務局に「県外旅行申請書」を提出し許可を得る必要があります。

これ以外にも、火を使う場合は、キャンプ地を管轄する「消防署」に（救急時の救急車の出動要請も含めて）、必ず届け出をしてください。そして、万が一のために参加者全員が「傷害保険」（もしくは「そなえよつねに保険」）に加入していることも大切なルールです。

※「申請」は許可を伴うが、「届出」は許可は不要。

4. キャンプの実施条件を満たすこと

①各部門におけるキャンプの違い

○各部門におけるキャンプ

ボーイスカウト日本連盟では、ビーバー部門の宿泊を伴うプログラム（舎営も野営も）は、一部の例外を除いては、実施していません。ということは、実際にキャンプを行うことができるのはカブ部門以上となります。ただし、それを実施するには次ページ以降に述べてある「条件」を満たさなくてはならないことを承知ください。

○キャンプは、大きく「カブのキャンプ」と「ボーイ以上のキャンプ」に大きく分けられる

次の表は、各部門のキャンプについて、その特長をまとめたものです。これを見る限り、テント泊によるカブのキャンプは、体験の域を出ていません。ボーイ隊・ベンチャー隊のキャンプとは、その主旨が大きく異なります。P.4, P.6 の表でご確認ください。

ビーバー部門	キャンプは行わない、見学するだけ。 ※舎営については、別途示した条件を全て満たしたときに実施 1 泊 2 日の日程で実施できる。
カブ部門	張ってくれたテントに泊まる。テント張りの手伝い。食事作りも指導者や支援成人の手伝いに限られる。また、長くても 2 泊 3 日。 舎営の「カブホリディ」、テント泊の「カブのキャンプ」、日帰りの「カブのデイキャンプ」がある。 組キャンプはなく、全て隊キャンプ。
ボーイ部門	自分達でテントを張り、生活する。野営法の基礎技能を身につける。 実施単位別に、「班キャンプ」「隊キャンプ」 期間別に、「1 泊キャンプ」「ウィークエンドキャンプ」「長期キャンプ」 とあるが、基本的に固定キャンプ。
ベンチャー部門	基礎技能を深め、応用する時機。 実施単位別に、「ソロキャンプ」「班キャンプ」「隊キャンプ」 期間別に、「1 泊キャンプ」「ウィークエンドキャンプ」「長期キャンプ」 実施形態別に、「固定キャンプ」「移動キャンプ」
ローバー部門	サバイバル訓練、遠征。ワークキャンプ。

★カブのキャンプとボーイのキャンプの相違点

カブスカウト		ボーイスカウト	
主旨	基本は宿舎での宿泊プログラム。諸条件が整ったらテントに泊まってみる。	個人の成長のを促すために、自然の中で班を単位とする野営を行う。	
実施単位	隊キャンプのみ（組キャンプはあり得ない）	隊キャンプ、班キャンプ	
テント	組全員＋DL が泊まれる大きな家型テントかドームテント	班用家型テントか班用のドームテント。但し男女のテントは分ける。	
日数	ウィークエンド 1 泊キャンプ サマーキャンプ 2 泊 3 日以内	デイキャンプ、1 泊キャンプ、ウィークエンドキャンプ サマーキャンプ（3 ～ 7 泊）	
雨・風	ひどい雨・風の時は建物等の避難所に避難できること。 または、撤退して帰宅できること。	雨、風は関係なし	
指導者	最低でもキャンプ・マネージャーの資格を持つ隊長（副長）1 人。その他に副長 2 人（副長も Step1 以上を修了していることが望ましい）。そして、各組にデンリーダー。（DL はスカウトテントに宿泊）	野営法研究会 Step2 修了の隊長 1 人。同研究会 Step1 修了の副長 2 人以上、その他	
支援者	Step1 修了者の他隊指導者・団委員のほか、保護者、インストラクター等 5 名以上。	奉仕者 3 ～ 5 名（他隊指導者・団委員のほか、保護者等）。ベンチャースカウトでも可。	
プログラム	基本的にボーイ隊と同じだが、健康を損なわないものであり、心理面でも体力面でも無理がないもの。営火はカブ向きに。	追跡、忍び寄り、ゲーム、スタンプ、ワイドゲーム、自然観察、コレクション、スケッチ、野営料理、班営火、隊営火、歌、ダンス、工作、ハイキング、運動等	
キャンプの運営	隊長の指示により、指導者・支援者が行う。	上級班長の下、班長の話し合いにより自主的に運営するのが基本。	
野営装備の運搬	基本は指導者及び支援者	隊装備は、指導者及び支援者。班装備は各班で。	
場所	団所在地の近くの屋外で、野外の雰囲気を感じられる平地（空き地、草地・林等）で、かつ近くに避難できるところがあること。 上水道や便所が整っているところ。	遠隔地。自然環境が豊かな野外。人家の側ではないが、連絡のとれる場所。基本的に山岳キャンプ、移動キャンプは行わない。 近くに飲料に適する水が得られるところ。	
実施季節	基本は、春から秋にかけて。（茨城では 4 月～ 10 月）	1 年中。条件が整えば、雪中キャンプも可。	
設営・撤営	指導者や支援者が主体となり、カブスカウトは手伝いをする。	全て自分達で行う。	

カブスカウト		ボーイスカウト
炊事	指導者や支援者が主体となり、カブスカウトは手伝いをする。	全て自分達で行う。
交通	支援車輛が直近まで入れるところ。	特に指定はないが、緊急車両が直近まで来られるところ。
連絡	携帯電話の通信エリア内。	携帯電話の通信範囲であれば申し分ない。
その他	周辺に医療施設、食料調達ができるスーパー等があるところ。	近郊に医療施設、食料調達ができるスーパー、野営資材が調達できるホームセンター等があるところ。

ボーイ以上のキャンプが、そのほぼ全てをスカウトが行うのに対して、カブのキャンプでは（カブがテントを張ったり、炊事をするのではなく）指導者が主体となってテントを設営したり、炊事場を作ったり、調理するのであって、カブはその手伝いをするという位置づけになっています。これは、カブには、サイトを設営したり自然の変化に対する生活を自分でする体力も足りなく、それにキャンプに必要な技能の習得もしていないという理由からです。

つまり、指導者に大きな負担がかかることとなるので、指導者の経験や技能によっては、常設のキャンプ場に張ってあるテントを利用したり、指導者や支援者がテントを張り、必要な施設を整えてから、カブスカウトを迎えるということも起こってきます。このように、カブの指導者と言えども、体力はもちろん、ボーイ隊の指導者同様、いやそれ以上の野営技能が求められるのです。

② キャンプの実施条件の基本

全ての隊で実施されるキャンプについては、それぞれの隊のキャンプ実施の基本条件をクリアする前に、この共通条件を満たしていなければ、キャンプ実施することはできません。それは・・・

【共通条件】

- ・実施計画書ができていること。（前述の通り）
- ・団会議、団委員会の議を経て、団委員長長の許可を得ていること。（前述の通り）
- ・事前に、地区コミッショナーに届け出をしてあること。（前述の通り）
- ・キャンプの実施運営組織が整い、スタッフが確保されていること（前述の通り）
- ・安全体制、避難体制、緊急連絡体制が整っていること。
- ・行政、県連、消防・警察等への必要な届出・申請がなされていること。
- ・キャンプマネージャーの資格を有する者がキャンプの全期間キャンプを総括していること。

です。そして「キャンプ実施の基本条件」は・・・

【スカウトキャンプ実施の基本条件】

- ・班ごとに独立したキャンプサイトであること。また、班長を中心とした「班」が編成できること。
- ・女子スカウトが参加する場合、最低 1 名の成人女性指導者が参加・宿泊すること。
- ・**ボーイ隊長（もしくは実施責任者）はキャンプマネージャーの資格を有していること。副長はキャンプチーフの資格を有しているか、修了に向けての努力をしていること。**
- ・刃物（ナイフ、ナタ、斧、のこぎり、鎌等）工具類は、資格を有する（野営法研究会 Step1 修了以上）指導者の適切な指導及び安全管理の下で使用させること。
- ・事前に調整を行い、現地踏査（下見）を実施の 3 ヶ月以上前と 1 ヶ月以内の最低 2 回は実施すること。
- ・安全管理責任者を置くこと。

【カブのキャンプ実施の基本条件】

- ・組ごとに独立したキャンプサイトではなく、1 つのサイトに指導者テントもカブのテントも配置する等、カブ隊長の十分な管理下におくこと。
- ・宿泊用テントの他に、清潔な固定シェルターか防水布のマーキー（大テント）など、荒天時にカブ全員を臨時に収容することのできる施設があること。
- ・雨天及び荒天に全員が避難できる宿泊施設が、少なくとも徒歩で 30 分以内にあること。
- ・カブスカウトは、それぞれの寝具で寝なければならない。
- ・カブスカウトと同じテントに、原則として最低 1 名の成人指導者（女子指導者を含む）が宿泊すること。
- ・カブ隊 24 名未満であれば、隊長の他、最低 2 名の副長、組ごとにデンリーダー 1 人がつくこと。24 名を超える場合は副長 3 名以上（最低人数）とする。
- ・Step1 修了者の他隊指導者・団委員のほか、保護者・インストラクター等 5 名以上が参加できること。

- ・カブ隊長（もしくは実施責任者）はキャンプマネージャーの資格を有していること。副長はキャンプチーフの資格を有しているか、修了に向けての努力をしていること。

また、事前にこれらの指導者が講師となって、隊や組の他の指導者に「キャンプ講習会」を実施することが望ましい。

- ・一般のキャンパーから独立したサイトであり、ボーイ隊、ベンチャー隊から適切な支援を受けること。また、炊事を専門に担当する保護者（育成会）のチームを編成して支援を受けることも考慮する。
- ・期間は、長くとも 2 泊 3 日以内にとどめること。
- ・刃物（ナイフ、ナタ、斧、のこぎり、鎌等）工具類は、資格を有する（野営法研究会 Step1 修了以上）指導者の適切な指導及び安全管理の下で使用させること。
- ・キャンプ地は、居住する市町村から近距離を選定すること。
- ・事前に調整を行い、現地踏査（下見）を実施の 3 ヶ月以上前と 1 ヶ月以内の最低 2 回は実施すること。
- ・安全管理責任者を置くこと。

ビーバー隊については、宿泊プログラムを実施することはできない。ただし、団行事・地区行事等の事情により、やむを得ず宿泊を伴わなければならない活動をする場合には、安全対策を十分に行い、かつ下記の条件を全て満たした場合のみ実施ができるものとする。

【ビーバー隊の宿泊プログラム実施の基本条件】

- ・ビーバー隊が宿泊を伴う活動へ参加する場合は、団会議で協議し、団委員会の承認を得ること。
- ・ビーバー隊長（もしくは実施責任者）はキャンプマネージャーの資格を有していること。
- ・宿泊は舎営とし、宿泊地は近隣、宿泊数は、1 泊 2 日を原則とする。
- ・指導者及び安全管理者による現地踏査（下見）を実施の 3 ヶ月以上前と 1 ヶ月以内の最低 2 回は実施する。
- ・引率にあたる指導者は、隊活動において十分な経験の有する者がこれにあたる。（Step1 修了者）
- ・指導者、支援者（補助者を含む）の役割分担を明確にし、安全管理者を置く。
- ・安全管理のため、スカウト 3 名に対して成人指導者 1 名が同行する。（スカウト数が少ない隊においては、成人指導者の割合を 50 ～ 70% にすること）
- ・活動内容を事前に、十分に保護者に説明し、理解させ、協力を得る（保護者同伴であることが望ましい。）
- ・就寝時、指導者（もしくは保護者）はスカウトと同室とする。
- ・ビーバー隊だけの単独での宿泊を伴う活動は実施しない。

5. キャンプの実施条件の各団への適用

これまで述べてきた諸条件が満たされない状態でキャンプを実施し、万一事故が起きてしまった場合、保険が適用されないばかりか、民事・刑事責任を問われることもあります。そのため、まずは事故を起こさないための基本的野営技能と運営方法について身につけ、そして、万一事故が起きても傷害保険金の受給対象となり得るだけの手続的根拠を確実に実行していることを、茨城県連盟として指導・実施していきます。

そのため、必要最低限の実施条件（下記）を改めて定めました。これは今までも行われていたものを明文化したものです。今後、県内各団で実施する各種キャンプにあたっては、下記の条件を個々に満たすこととします。

●キャンプの実施条件

- ①実施計画書が団会議、団委員会に提出されていること。
- ②団会議、団委員会の議を経て、団委員長の許可を得、地区コミッショナーに事前に届け出ていること。
- ③キャンプの実施運営組織が整い、必要スタッフが確保されていること。
- ④安全体制、避難体制、緊急連絡体制が整っていること。
- ⑤各隊別のキャンプ実施の基本条件を満たしていること。
- ⑥実施部門のキャンプマネージャーの有資格者が全期間キャンプを総括していること。

この通達については、別途県連事務局から連絡されます。つきまして、「野営法講習会」「野営法研究会 Step1」「同 Step2」を計画的に受講され、各部門で必要とされる資格を取得されるようお願いいたします。

上記条件が満たされていないため「スカウトの安全に問題がある」と地区コミッショナーが判断した場合は、指導もしくは中止勧告等がなされます。これは、地区コミッショナーの任務としての指導・勧告等です。

※ 平成 22 ～ 24 年度に BS,VS の隊長・副長の任にあり、地区コミッショナーの推薦 * がある方については、移行措置として、野営法研究会 Step1 を飛ばして、平成 23 年 4 月～ 25 年 3 月までの間に実施される野営法研究会 Step2 を受講することができるものとします。（平成 25 年 3 月 31 日までの措置）

※ 「地区コミッショナーの推薦 *」の基準については、県連盟コミッショナー会議において協議・決定し、県内同一レベルで適用します。

スカウティングとキャンプ

●B-P 最後のメッセージより

神様は、一生幸福で楽しく暮らせるよう、私たちをこの世界に送ってくださったのだと私は信じています。幸せというのは、お金持ちになったり、単に仕事上で成功したり、思い通りのわがままができることではありません。幸せになる第一歩は、子どもの間に健康で強い体にしておくことです。そうすれば、あなたがたが大人になった時お役に立つことができ、人生を楽しむことができるのです。自然研究というものは、この世界が、美しいものや素晴らしいもので満ち満ちていることを教えてくれるでしょう。それは神様が、そういう世界をあなたがたが喜んで受け入れるように贈ってくださったことを示しています。あなたがたの得たもので満足し、それを最もよく生かすようにしなさい。

このように「健康」「情緒」「協調」「観察」「推理」「発見」「驚嘆」「感謝」「素直な心」「自発性」「自立心」「自律心」「創意工夫」「仲間」「友情」「畏怖」「謙虚」等を素晴らしい自然から得なさいと言っています。それに気づくこと、感ずること、意識すること、そして育むことができるのが自然の中で過ごすスカウトのキャンプです。

また、「班」は人を分けるという意味の他に、仕事を分けるという意味があります。班員各自が自分の分担された仕事を責任をもって実行する、または実行するために努力する。それで班に貢献でき、そして班のレベルが上がっていくことで、他の班との競争に臨む・・・ことは、子ども達の特性を活かした教育方法であり、それが社会人としての基礎となる精神を築いていくことは十分に承知されていると思います。その効果が顕著に表れるのが班のキャンプなのです。班長のリーダーシップ、班員の任務に対する意識と責任感、班としてのモチベーションと団結力。そしてライバル班との競い合い。このような環境をどう整えていくかが隊長&指導者の腕の見せどころです。

キャンプでは、実に多種多様な作業があります。居住環境をいかに快適にするか、食事をいかに美味しく作るか、それらをより良いものにするために考え、工夫し、何度も実行して確実なものにしていく。そのプロセスを経験することができるのがキャンプなのです。

その結果として、わたしたちが求める「(心が)豊かなキャンプ生活」が獲得できるのです。

●スカウトキャンプの大前提

・キャンプは、スカウティングの中で少年がもっとも喜んでするものである。(AIDS TO SCOUT MASTERSHIP)

→それには **まずは、魅力があって楽しいこと。**

これがキャンプを行う大前提で、もっとも重要なポイント。この気持ちをスカウトが持たなければ、指導者が理解しなければ、そして共にそれを作り上げなければ意味がない。その上で・・・

●キャンプがもたらしてくれるもの

・スカウトは創意工夫に満ちている。どのような困難なことや不愉快なことがあっても、(創意工夫で) 必ず解決することができる。

・キャンピングは、スカウティングには大事なもので、少年達には魅力があり、自立心と創意工夫することを教えてくれる機会であり、健康をもたらしける

・求められる精神を備えていれば、キャンプこそ隊長が少年達を夢中にさせることのできるものである。

(SCOUTING FOR BOYS)

キャンプには、

- ・キャンプそのものが子どもの成長をもたらす
- ・自然の中での生活がもたらす
- ・グループによる活動、共同生活がもたらす
- ・新しい体験がもたらす

そんな効果がある。

(信州大・平野吉直教授)

→ここに、スカウティングのキャンプの意義が見い出せます。これを知り、確認し、実践により自ら体験することが野営法研究会を行う意味なのです。

→指導者としては、具体的には次の6つを体得します

- ①自らキャンプを楽しむこと
- ②求められる精神・意識を知ること
- ③キャンプの規律を知ること
- ④キャンプの効果を身をもって体験すること
- ⑤すべてのことの根拠を考えること
- ⑥キャンプをすると自分自身が元気になること

これをこの野営法研究会等で是非とも感じ取ってください。

※ところで、「指導者のためのスカウティングキャンプ」は、あくまで「指導者」のためのスカウトキャンプです。ということは、はじめに先に述べた「**楽しく魅力あるスカウトキャンプ**」ありき、ということを忘れてはいけません。その上にたって、このスカウトキャンプをいかに効果的に行うか、安全に行うか、教育的側面を盛り込むか等の運営をしていくか・・・を考えていくためのテキストなのです。